

令和4年7月 四万十市農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年7月8日(金) 午後2時30分～午後3時45分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	伊与田 真哉	10	芝 順子	16	岡崎 誠
4	井上 靖好	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
5	加用 雅啓	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
7	谷崎 容子	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜
8	遠地 美千代	14	清水 優志		
9	山本 官	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	5	宮地 秀之	8	竹村 光一
2	武井 健治	6	山口 昇彦		
4	岡本 尚子	7	宮地 浩		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	2	桑原 宏文	6	安藤 久徳

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	朝比奈 雅人	係長	柴 秀樹
事務局長補佐	吉田 貴浩	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	佐川 徳和		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)
 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1件)
 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(3件)
 第4号議案 非農地証明書の交付について(7件)
 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について(1件)
 第6号議案 農用地利用配分計画(案)について(2件)

報告事項

その他

◆議長（福留会長）

只今から令和4年7月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号6番 安藤 久徳 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号14番 清水 優志 委員、議席番号15番 正木 卓夫 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、蕨岡字口龍羽 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴55年の73歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間100日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴36年の妻の2人となっております。妻の農作業への従事日数は年間200日となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から30分ほどの距離となっております。耕作面積は50アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は草が一面に生えており、現在は休耕地状態となっております。今後は季節野菜を中心に譲受人とその家族が同じように農地として耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われれます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字西土佐橋字神田・ヲンチウ子 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴30年の69歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、田植機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約100~200メートルの距離となっております。耕作面積は106アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地については、これまで水稻の耕作や栗、しいたけの栽培およびにわたりの飼育等をしており、今

後も譲受人が継続して野菜等を耕作していくということで、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

議席番号7番、蕨岡担当谷崎です。6月24日、申請地の状況確認をしてきました。現地は1メートル弱くらいの草が一面に生えており、耕作していない状態でした。草を刈って耕うんすれば畑として使用できると判断しました。また、6月26日、譲受人に電話で聞き取りを行いました。譲受人は主に水稻、ブシュカン等を耕作しており、今回取得しようとする農地については家庭菜園にするとのこと。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており、農作業に従事すると認められます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

6月28日、事務局、会長、谷崎委員と現地を確認しました。譲受人はよく知っている方で、電話で確認しました。今後も畑は自分でやっていくということなので問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号11番 岡村委員（橘・津野川・津賀地区担当）

議席番号11番、岡村です。6月29日に譲受人に聞き取りを行いました。171番の原野から畑、現況畑ということですが、今は栗の木が2本ほど植わっている状況ですが、今後は畑から転作して米作をする予定とのこと。199番は、現在ビニールハウスによるシイタケの原木栽培を行っていますが、今後も続けていくとのこと。202番1・202番2・95番については、今後とも畑として耕作を行うとのこと。耕作の状況ですが、水稻66a、一般野菜10a、シイタケ11a、栗13a、ニワトリ222羽を耕作及び飼育をしております。現在所有する農機具はトラクター、田植機各1台。農業従事者は本人1人。年間従事日数は250日です。以上のことより、適当であると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（西土佐橋地区担当）✓

特にございません。✓

◆議 長（福留会長）✓

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。✓

ご意見、ご質問はございませんか。✓

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長（福留会長）✓

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。✓

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長（福留会長）✓

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。✓

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。✓

○事務局 ✓

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。✓

番号1。土地の表示は 中村大橋通七丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月28日、会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当岡崎委員・宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、賃貸の駐車場にするものです。場所については、八反原児童公園より東西に15mほどに位置する農地で、申請地の北側及び東側には幅員6mの市道、南側及び西側は宅地であり、周辺に農地はなく影響はないものと思われます。駐車場のため、生活排水は発生せず、雨水については道路側溝に排水予定です。

よって、申請地は都市計画法による用途地域に指定されている商業地域で第3種農地となり、転用の許可ができる土地ということでもあります。以上です。✓

◆議 長（福留会長）✓

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。✓

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

16番、中村地区担当の岡崎です。6月28日11時50分から12時の間、会長、事務局、宮地推進委員、申請代理人と現地を調査したところ、現地は今のところ雑草が1メートルの高さまで生い茂っていましたが、貸し駐車場として使うということです。駐車場は7枠つくるそうです。その周辺には農地は全くありません。よって、何ら問題のないところと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

6月28日に事務局、会長、岡崎委員と一緒に現地確認をしました。特に問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明します。議案書は4ページになります。番号1。土地の表示は 平野字東釣井以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月28

日、会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と宮崎推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、平野集会所より北東に200メートルほどに位置する農地で、北側は私道を挟んで宅地、東側及び西側は宅地、南側は農地ですが所有者から転用についての同意を得ています。また、生活排水については敷地内に埋設した合併浄化槽で処理後、北側隣接地に埋設した排水路を通じて西側道路側溝に排水します。雨水については敷地内に自然浸透させるため、周辺農地への影響はないものと思われま

す。申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして、番号2。土地の表示は 右山元町三丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月28日、会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と宮地推進委員及び申請人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅建築により宅地にするものです。場所については、北側に岡ノ下公園、南側は幅員4メートルの私道を挟んで宅地、西側は宅地、東側は山林となっています。排水については、雨水については敷地内に自然浸透、生活排水については公共下水道に接続し、南側既存の排水管に排水する予定です。なお、申請地については令和2年8月に相続により取得した土地ですが、転用手続きを経ず宅地造成しているもので、顛末書付きでの申請となっております。

申請地は都市計画区域内の用途指定された第1種住居地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして、番号3。土地の表示は 西土佐江川崎字下谷以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。なお、当該案件は4月20日付けで農地形状変更届出書の提出があり、4月27日に事務局、下方地区担当の桑原委員および竹村推進委員立会いのもと現地調査を行っております。現地調査後に審査した結果、転用案件であると判断し、改めて今回の5条申請に至ったものです。現地写真等につきましては、お手元のタブレットの7、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅建築により宅地とするものでしたが、転用手続きを経ずに宅地となっているもので、顛末書付きでの申請となっております。場所については、江川崎郵便局から1.5kmほど西側に位置する農地です。申請地の北・西側は宅地、南側は国道、東側は私道となっています。雨水については自然浸透及び排水パイプを經由して南側側溝へ排水し、生活排水については敷地内に埋設の合併浄化槽で処理し南側国道側溝へ排水します。これらのことから周辺に及ぼす影響はないものと思われま

す。申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地といえます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

19番、下田地区担当畠中です。事務局の説明のとおり、6月28日関係者一同に集まって現地確認をいたしました。何ら問題ないというふうに判断をいたします。推進委員も同席いたしましたので、ご意見も聞きたいと思

います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

1 番の関係委員の宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

◆議 長 (福留会長)

続きまして、「2 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員 (中村地区担当)

16 番、中村地区担当岡崎です。6 月 28 日 11 時 25 分から 11 時 35 分の 10 分間、会長、事務局、申請代理人、宮地 (秀) 推進委員と共に現地を調査しました。現地は下の道から斜めにコンクリートの坂を 20 メートル上がった右側で、そこに住宅を建てようということです。現地に行ったところ、工事をしようというところでありました。全くそのあたりにおいて問題はないと思われます。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地 (秀) 委員 (中村・具同・東山地区担当)

6 月 28 日に事務局、会長、岡崎委員と一緒に現地確認しました。特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

続きまして、「3 番の関係委員」をお願いします。

3 番の関係委員の桑原委員は本日欠席ですが、適当である旨、事務局へ連絡をいただいております。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇竹村委員 (西土佐下方地区ほか担当)

担当竹村です。顛末書付きではありますけど、問題はないと思います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〜〜 農業委員《全員挙手》〜〜

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。

番号1から番号3については関連がありますので、まとめて説明します。

土地の表示は、西土佐橘字小出口以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。番号1につきましては、6月28日に事務局で現地に向かい、橘地区担当の岡村委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット9から14ページをご覧ください。現地は草木や灌木等が生い茂り山林化している状況です。事務局でも確認したところ、番号1と番号2については、平成22年時点の航空写真や農済の共済細目所等により非農地であることを確認できましたが、番号3については、航空写真等では確認が困難であったため、当時の状況を知る隣接地所有者でもある区長の証明書を提出いただいております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われれます。

続きまして、番号4について説明します。議案書は6ページになります。

番号4。土地の表示は、蕨岡字北長田 以下申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月28日に会長と事務局で現地に向かい、蕨岡地区担当の谷崎委員・東推進委員及び申請者立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては前のスクリーンとお手元のタブレットの15、16ページをご覧ください。現地は80年以上前から宅地となっている状況です。事務局でも課税の状況等を確認したところ、申請地に建つ居宅等は建築されてから相当の年数が経過しており、当該申請地も転用後、同等の年数が経過していると判断できます。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われれます。

続きまして、番号5について説明します。

番号5。土地の表示は、平野字磯ノ上 以下申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月28日に会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員・宮崎推進委員



及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては前のスクリーンとお手元のタブレット17、18ページをご覧ください。現地は40年以上前から宅地となっている状況です。事務局でも確認したところ、申請地に建つ倉庫は平成14年時点の航空写真には既に建築されており、現在に至っています。

続きまして、番号6について説明します。

番号6。土地の表示は、具同字散地 以下申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月28日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員・宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては前のスクリーンとお手元のタブレット19、20ページをご覧ください。現地は昭和56年7月に工場が建築された時点から現在まで宅地となっている状況です。なお、宅地として利用されていることは申請時に提出された工場の登記簿建物図面により確認できました。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号7。土地の表示は、井沢字大門口 他 以下申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月28日に会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員・宮崎推進委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては前のスクリーンとお手元のタブレット21、22ページをご覧ください。現地は平成10年頃から公衆用道路となっている状況です。事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に公衆用道路となっており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1・2・3番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号11番 岡村委員（橘・津野川・津賀地区担当）

11番、橘地区担当の岡村です。6月28日、事務局の担当者と現地確認を行いました。事務局の説明どおり、現地は既に山林と一体化しており、耕作放棄されてから10年以上経過しているとのこと。農地はすでにかなり大きな木が茂っており、農地への復旧は困難であると判断しました。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（浩）委員（西土佐橘地区担当）

特に問題ございません。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「4番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

議席番号7番、蕨岡担当の谷崎です。6月28日、事務局と会長、東推進委員と申請者の代理人と現地確認を行いました。事務局の説明があったように、当該地は昭和16年頃、申請人の父が自宅と納屋を建築され敷地の一部として庭や物干場として利用されていたとのことです。人為的に転用されてから15年以上経過しており農地行政上も特に支障はありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

特にありません。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

下田地区担当、19番の畠中です。事務局の説明のとおり現地確認を行いました。何ら問題ないというふうに解釈いたします。以上です。

◆議 長（福留会長）

5番の関係委員の宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「6番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当正木です。6月28日現地を事務局と一緒に確認いたしました。事務局の説明のとおりでございます。最初に建物を建てた時には隣の筆は宅地になっていますけれども、この当該地については何故か登記地目が農地として残っていました。現在は新しくプレハブの建物を建てております。周りに農地はないので、農地への影響はございません。非農地としては適当と判断いたします。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

6月28日に事務局、会長、正木委員と一緒に現地確認しました。非農地証明を交付するにあたって特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「7番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

下田地区担当、19番畠中です。事務局の説明したとおり、また自分もいつも通っているところでもあり、宅地となって30年以上経っております。何ら問題ないと思います。以上。

◆議長（福留会長）

7番の関係委員の宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

◇議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農用地利用集積計画書（案）は8ページになります。

この案件は、借受人が高知県農業公社です。農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が

農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。

それでは1番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は3名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの23ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸使用貸借権の設定となっております。使用貸借期間は貸付ける農地により令和4年7月8日から令和9年7月7日までの5年間と令和4年7月8日から令和7年7月7日までの3年間となっております。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号3番 伊与田委員（大川筋地区担当）

議席番号3番、大川筋地区担当伊与田です。昨日、武井推進委員、事務所のタナベさんと現地に確認にいきました。場所は高瀬の沈下橋を渡って勝間方面に向かうところの、以前は耕作地として利用して、水田等利用していたところです。耕作放棄にはなっていないで、草を刈ったら何とか耕作地になるようなところで、借受人は栗を3月くらいに定植して順次植えるような計画にしています。周辺に与えるような悪影響はないところなので適当と思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

2区、大川筋・後川担当の武井です。伊与田委員から説明がありましたように、昨日現地へ向かいました。今回は借受人と貸付人双方1人ずつ一緒に参加していただき、伊与田委員と4人で色々話をしました。前回見た時には色々な野菜類を植えておりましたけれども、今回は栗を栽培するということでありまして、既に3本程度の栗の苗木を植えており、あと2年ほどで収穫期に入る予定にしております。それとあわせて借主としては徐々に増やしていき、もっと拡大していきたいというような抱負を語っておられました。特に感心したのは、借主と貸主の間柄が、コミュニケーションが非常にいきわたっているなという雰囲気を感じました。地元も非常に喜んでいると感じました。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

作物が野菜となっておりますが、栗は果樹だと思いますが、野菜という分類になるがですか。

○事務局

野菜と書いていますが果樹ということでございますので訂正させていただきます。／

◆議 長（福留会長）／

その他、ご意見、ご質問はございませんか。／

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）／

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。／

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）／

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。／

◆議 長（福留会長）／

続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。／

○事務局／

第6号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、9ページになります。／

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。／

それでは、議案書の10ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。／

1番、右側の貸付先ですが、四万十町の法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの23ページ及び前のスクリーンをご覧ください。1番の農業者が選定された理由につきましては、11ページの借受選定理由書をご覧ください。／

続いて、2番、右側の貸付先ですが、宿毛市の担い手農家に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの24ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この案件につきましては当初、平成30年に宿毛市の担い手農家へ高知県農業公社より10年間の貸借設定により転貸されていた案件であります。耕作者死亡により貸借期間途中で解約後、同じく宿毛市の担い手農家である死亡者の長男が引き続いて、残りの期間を使用貸借により耕作を行うというものであります。2番の農業者が選定された理由につきましては、12ページの借受選定理由書をご覧ください。／

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。／

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位

のものが最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。✓

◆議 長（福留会長） ✓

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 ✓

「1番の関係委員」をお願いします。 ✓

◇議席番号3番 伊与田委員（大川筋地区担当） ✓

議席番号3番、大川筋伊与田です。貸付人ということで、まず流域野菜ですが、四万十市の農地色々借りているところがありますが、今回高瀬地区の楠ですが、以前は野菜で今年の3月から栗を順次、貸付の場所に年を追って植えていくということです。常時2人くらい流域野菜の方から若い男性が2名くらい週に何日程度か草を刈ったり、剪定をしたりという作業をしながら順次貸付の土地には植えつけていく予定だということです。先ほど、武井推進委員の方からも地元にも歓迎されているようなことですので、問題ないと思います。以上です。 ✓

◆議 長（福留会長） ✓

○ 推進委員から、意見などはございませんか？ ✓

◇武井委員（大川筋・後川地区担当） ✓

格段ございません。私も初めて知ったわけですけど、本社が窪川になっていますが、社長は中村の方で、いろいろな場所で田畑を地元から買ったり、受けてやっているというような方です。参考までに、以上です。 ✓

◆議 長（福留会長） ✓

続きまして、「2番の関係委員」をお願いします。 ✓

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当） ✓

14番、中筋・東中筋地区担当の清水です。事務局の説明のとおり、問題はございません。 ✓

○ 議 長（福留会長） ✓

推進委員から、意見などはございませんか？ ✓

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当） ✓

4区の岡本です。中筋・東中筋担当です。清水委員と7月5日に現地に行つてまいりました。清水委員の言っていることに間違いありません。 ✓

◆議 長（福留会長） ✓

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ✓

ご意見、ご質問はございませんか。 ✓

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農用地利用配分計画（案）について、一括採決いたします。
原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）について、これを適当と認め
答申することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

○お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更について」をご覧ください。

形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項の規定により、届出書の提出があった場
合、書類審査及び現地調査を行ったうえで、届出者に結果を通知し、農業委員会総会で報告することとされてお
りますので、本日報告するものです。

番号1。土地の表示は、西土佐江川崎字下谷、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。4月27
日に事務局、下方地区担当の桑原委員および竹村推進委員立会いのもと現地調査済です。現地写真等につつま
しては、前のスクリーンとお手元のタブレット25ページをご覧ください。なお、届出よりまえに埋め立てを行っ
ていたため、顛末書付きでの申請となっております。現地において、隣地農地所有者の同意を得ており、形状変
更後は畑として耕作の用に供することを確認しております。

以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和4年
7月4日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。

○なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしておりま
す。以上です。

続きまして、形状変更完了届出書の提出が1件ありましたので、現地調査の結果を報告いたします。

これは5月総会で報告しました佐岡の形状変更の件ですが、完了届出書の提出に伴い、6月28日に現地調査
を行いました。なお、届出内容は農地形状変更指導要領第3条の基準をすべて満たしており、季節野菜等の作付
けがされ、耕作の用に供していることを確認しましたのでご報告します。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で、事務局からの報告が終わりました。

続きまして、その他についてですが、事務局よりお願いいたします。

○事務局

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を作成いたしましたので、ご報告をさせていた

できます。本活動の点検・評価につきましては、平成22年より毎年作成しておりますけど、平成28年に発出されました国からの通知により総会で皆さんにご意見をお聞きしてホームページ等で公表することとなっております。ただし、今回スケジュールの都合上、事前に会長の専決により確認していただき、その内容についての報告ということで本日資料を配布しております。報告ということでの資料の配布ですので、ご了承ください。

内容についての説明に移りますが、要点のみの説明とさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(別紙様式2)と書いている分です。この様式2につきましては昨年度目標をたてた結果について記載をしているものです。1ページ目、農業委員会の状況につきまして、現在の人数や耕作地の面積の状況、一般的なことを書かせていただいておりますが、これは確認していただいておりますので細かい説明は省略させていただきます。

続いて2ページ目、担い手への農地の利用集積・集約化の説明をさせていただきます。1番～4番まで項目がございます。1番現状及び課題につきまして、管内の農地面積2122haにつきまして、これまでの集積の面積216.8haの集積が行われているという内容になっております。続いて、2番。令和3年度の目標及び実績というところで、昨年度25haとしておりました面積の目標に対して、実際貸し借りとかの担い手の集積された面積の合計が19haとなっております。続いて、3番目標の達成に向けた活動の実績ということで、担い手の掘り起こしや担い手の地域内での農地利用についての活動の推進、人・農地プランの実質化にむけた活動・実績等について記載しております。昨年度につきましては、人・農地プランの実質化を全て行うという年になっておりましたので、農業委員・推進委員、各担当の地区の会合に積極的に参加いただきました。それによりまして、中村地域の11の全てのプラン、西土佐地域の全ての5プラン、市内全域で16プランが全て実質化を完了することができました。その中身について記載しております。

続いて3ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、新たに新規参入ということで新規就農等を含めた方々、どのような実績になったかということで5経営体という目標を立てていたところ、新規参入実績は3経営体ということになっております。

続いて4ページ、遊休農地の関係になります。遊休農地につきましては、市内全域の農地面積に占める農地の遊休の面積が67.4haということで計上、累積されております。これにつきましては、解消していくという目標はありますが、なかなか効率的に解消には至っていないのが現状かと思っております。

それ以降の項目が細々とありますが、毎年の定型的な議案関係の件数とか回数とか面積であるとかを記したものの項目になりますので省略させていただきます。簡単でございますが、ご報告は以上でございます。

◆議長 (福留会長)

以上で、事務局からの報告が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 7 月 8 日

議長 福留宣彦

署名委員 清水優志

署名委員 正木卓夫